

パブリックコメント用

# 第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画 【案】

千早赤阪村

令和8年 月



## I N D E X

# 目 次

## p 1 **第1章** 計画策定の趣旨と背景

---

- p 1 1 策定の趣旨
- p 2 2 世界・国・府の背景
- p 6 3 計画の位置づけ
- p 7 4 計画の期間
- p 7 5 計画の策定方法
- p 8 6 計画の特徴

## p 9 **第2章** 千早赤阪村の現状

---

- p 9 1 人口の状況
- p 11 2 世帯の状況
- p 13 3 就業の状況
- p 16 4 アンケート調査結果の状況
- p 34 5 前計画の取り組み状況と課題

## p 36 **第3章** 計画の基本的な考え方

---

- p 36 1 基本理念
- p 36 2 計画の基本目標
- p 38 3 計画の体系

p 39 **第4章** 計画の内容

---

- p 39 基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会実現のための意識づくり
- p 41 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり  
【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】
- p 43 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- p 45 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

p 50 **第5章** 計画の推進

---

- p 50 1 庁内推進体制の充実
- p 50 2 住民・事業者等との連携の推進

## 第1章

# 計画策定の趣旨と背景

---

## 1 策定の趣旨

---

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

そのことを踏まえ、本村では、平成18年3月に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、「千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

平成28年3月には「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、みんなに優しい千早赤阪村」を基本理念として掲げ、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、誰もがさまざまな場で対等に参画し、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画の推進に向けた村民意識は着実に高まりつつありますが、今なお地域社会や家庭、職場において、固定的性別役割分担意識やDV等の人権侵害、女性の活躍促進や子育てと仕事の両立、性の多様性に対する理解促進など課題は多く、対応が求められています。

このような状況のもと、令和7年度で「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」が満了となることから、計画の実績等を基に千早赤阪村の特徴をとらえ、新たな課題や社会状況の変化に対応し、男女共同参画に関する施策をさらに推進するため、「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」として策定するものです。

---

## 2 世界・国・府の背景

---

### (1) 世界の動き

平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟193か国の全会一致で採択されました。2030アジェンダでは、平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられており、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われています。

SDGsでは、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）」が立てられ、教育や経済的資源へのアクセスなど、女性や女児であることを理由に平等な機会を与えられていない状況に終止符を打ち、世界人口の半数を占めるすべての女性及び女児の能力強化を行うことが掲げられています。

また、国連婦人の地位委員会においては、平成28年3月（第60回）では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」と「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに、平成30年3月（第62回）では「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」をテーマとした協議等が行われ、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは継続して積極的に進められています。

しかしながら、令和元年12月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は153か国中121位と過去最低の順位となりました。これは政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析して算出される指標で、日本は、特に政治と経済の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多く残されています。

そして、前計画策定後の令和6年6月に発表された最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2024」においても、日本は146か国中118位の低順位となっています。傾向についても令和元年と同様、政治と経済の分野の評価が低く先進国の中では最下位です。ジェンダー平等を実現するためには、これらの分野における男女格差の解消が喫緊の課題です。

## (2) 国の動き

### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は昭和52年に最初の「国内行動計画」、10年後の昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」、平成17年に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を掲げ、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めてきました。

そして、第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

### ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和60年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、就学前児童や小学生の保育の充実、「女性のチャレンジ応援計画」の取り組みの推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の推進などのさまざまな取り組みが進められています。こうした取り組みにより女性の就業率は飛躍的に上昇している一方で、収入や正規雇用率などの雇用分野における性差は依然としてあり、仕事と家庭生活との両立の難しさなど、取り組むべき課題は多く顕在しています。

さらに、令和5年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を深め、多様性に寛容な社会の実現を目指すものとして、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。

そして、令和6年4月には、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指すことが示されています。

### ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成25年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が相次いで改正されました。「改正ストーカー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2年4月に施行されました。

また、若年層を中心に社会問題化しているリベンジポルノへの対策として、平成26年11月には、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が成立しました。

加えて、令和5年5月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加されたほか、接近禁止命令等の申立てをすることができる範囲の拡大、禁止命令の対象行為に連続したSNS等の送信の追加、保護命令違反の厳罰化など、保護命令制度の拡充と罰則強化が図られました。

#### ④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成19年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成27年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。その後、令和元年5月の改正により、令和4年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出および情報公表の義務が、従業員数101人以上300人以下の企業にも拡大されました。あわせて、女性の活躍推進において優れた取り組みを行う企業を評価する特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、ハラスメントに関する相談を理由として事業主が労働者に不利益な取扱いをすることを禁止する規定が新たに盛り込まれるなど、制度の充実が図られています。

### （3）大阪府の動き

大阪府では、昭和56年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和61年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画-21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成3年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画-女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成9年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくために、平成13年7月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン」（平成18年改訂）を策定するとともに、平成14年4月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、平成23年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」、平成28年に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」、令和3年に国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2年8月）に基づいた「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定しました。

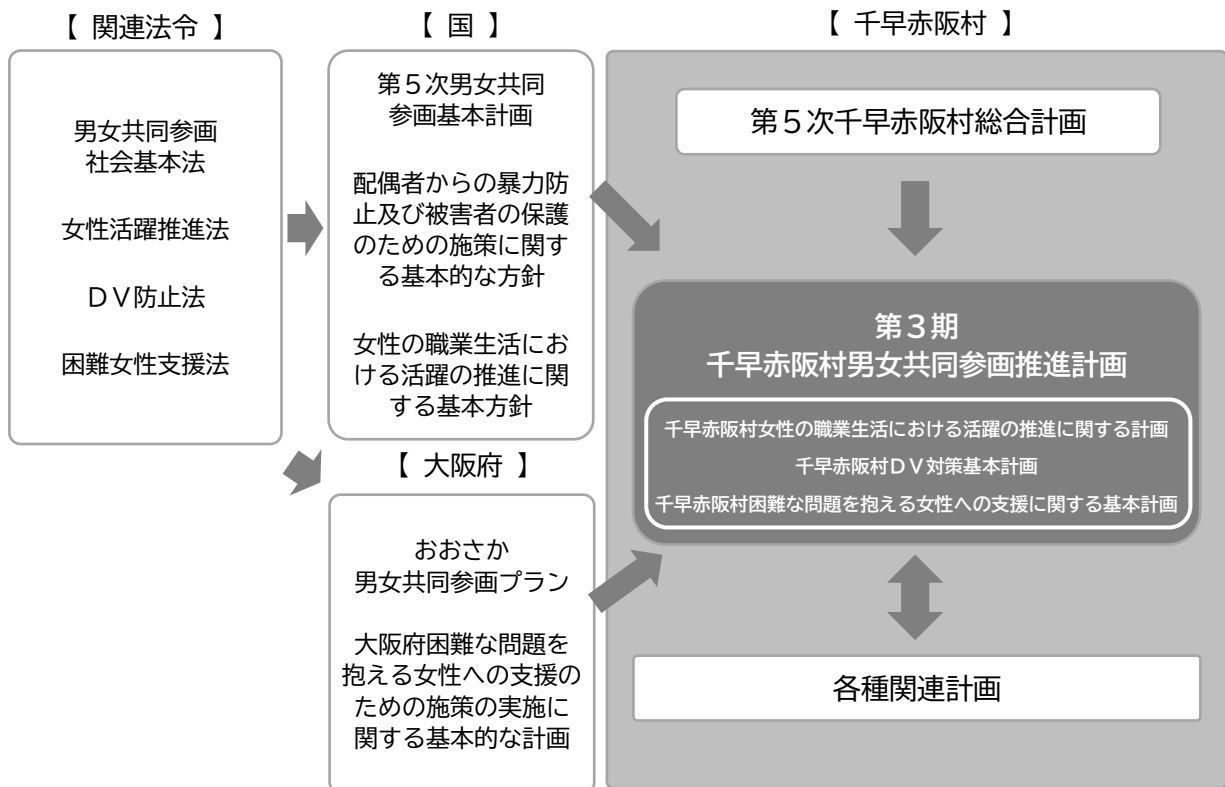
令和6年には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024-2026）」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援施策を推進しています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する行動計画であるとともに、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」第10条に定められた計画です。

また、国の第5次男女共同参画基本計画や大阪府のおおさか男女共同参画プラン等を踏まえるとともに、第5次千早赤阪村総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図るものとします。

さらに、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含します。



## 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から17年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

計画期間

平成28年度	29年度	～	6年度	令和7年度	8年度	9年度	～	16年度	17年度
第2期 千早赤阪村男女共同参画推進計画					第3期 千早赤阪村男女共同参画推進計画				
策定				期間満了	策定				

## 5 計画の策定方法

本計画は、『「男女共同参画」に関する住民意識調査』により、本村の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメントなどを通じて広く村民等の意見を求め、庁内組織である「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」及び、住民・事業者・教育・福祉関係者などで構成する「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」の審議を経て策定しました。

---

## 6 計画の特徴

---

### (1) 千早赤阪村男女共同参画推進条例に基づいた計画

本村では、男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、村、住民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とした「千早赤阪村男女共同参画推進条例」を平成28年3月に制定しました。

本条例において、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとなっており、本計画は、この規定に沿った計画とします。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅳ「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり」基本施策1「あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村DV対策基本計画」として位置づけ、DV防止に向けて一層積極的に取り組みを進めます。

### (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅱの「性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

### (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅳ「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり」基本施策2「様々な困難を抱える人々への支援強化」を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

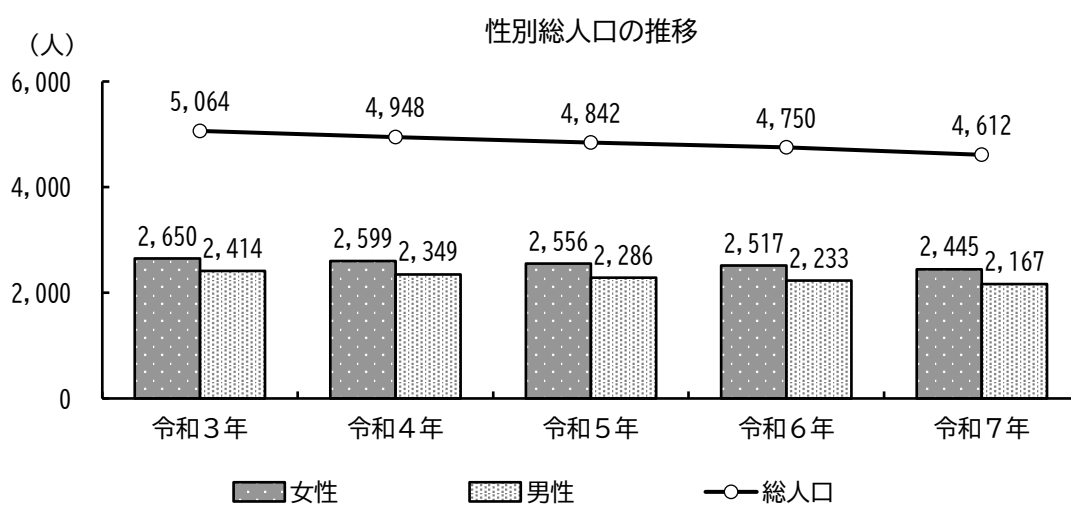
## 第2章

# 千早赤阪村の現状

## 1 人口の状況

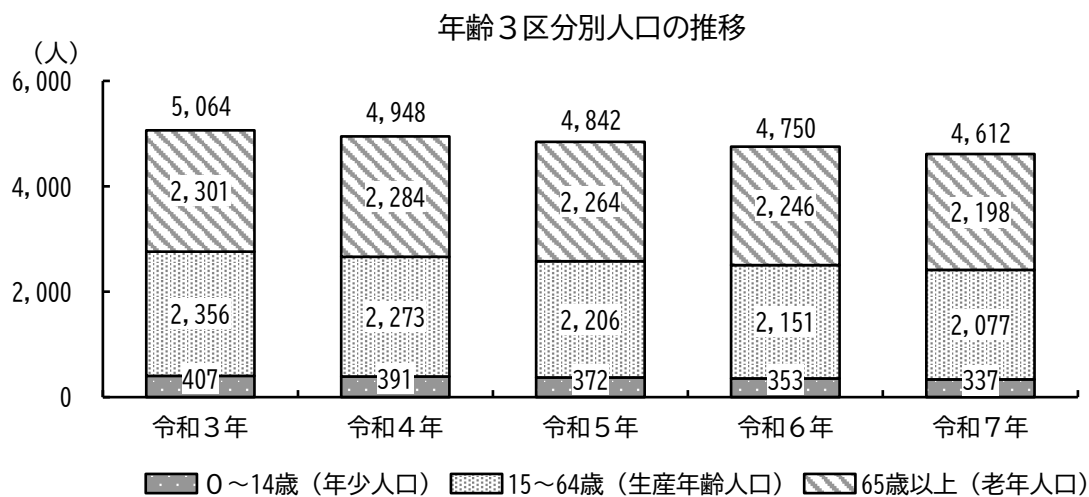
### (1) 性別総人口の推移

本村の総人口は、令和7年では、4,612人となっており、令和3年に比べ、452人減少しています。性別で見ると、令和7年では、女性2,445人、男性2,167人と女性が多くなっています。また、令和3年と比べると、女性では205人、男性では247人減少しています。

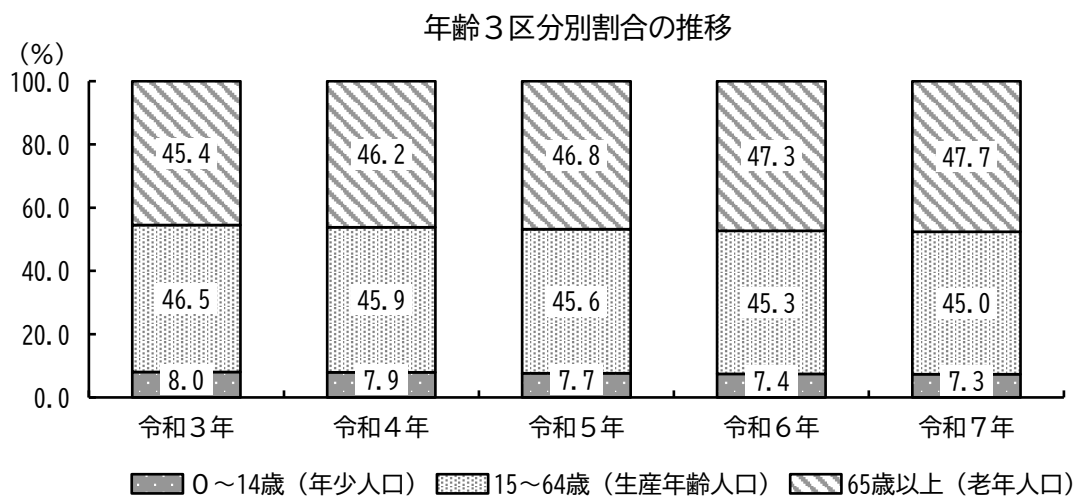


## (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の人口は年々減少していますが、65歳以上（老年人口）の人口は増加しており、令和3年の45.4%から、令和7年では47.7%と2.3ポイント増加しています。



資料：総人口（各年3月末現在）



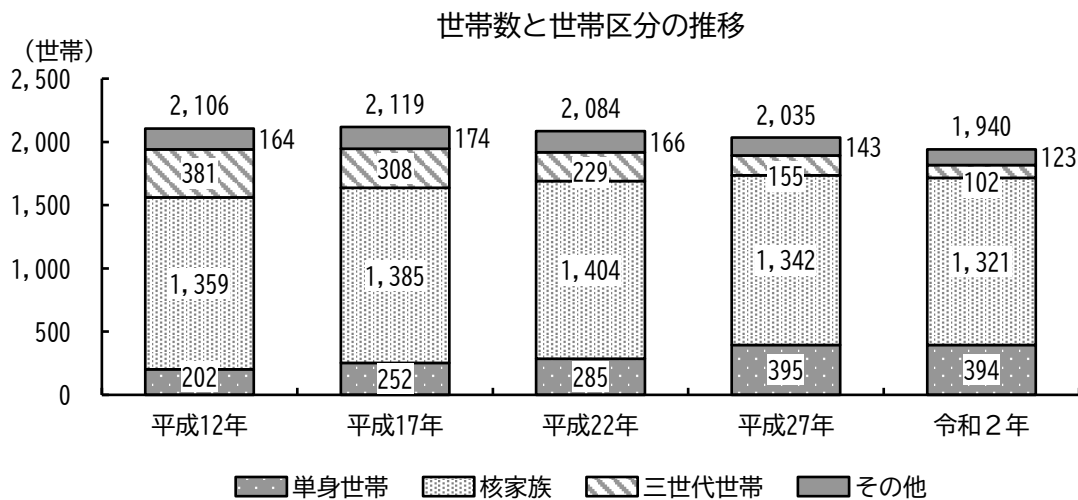
資料：総人口（各年3月末現在）

## 2 世帯の状況

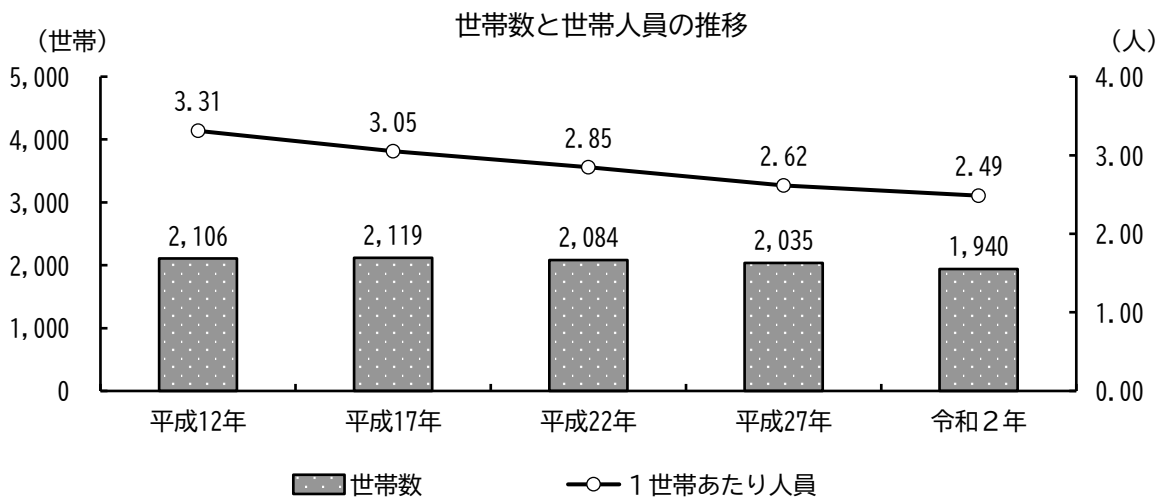
### (1) 世帯数と世帯区分の推移

世帯数は、平成17年までは増加していましたが、平成22年以降は減少し、令和2年には1,940世帯となっています。一方で、単身世帯は年々増加しています。

1世帯あたり人員は、年々減少しており、平成12年の3.31人に対し、令和2年では2.49人となっています。



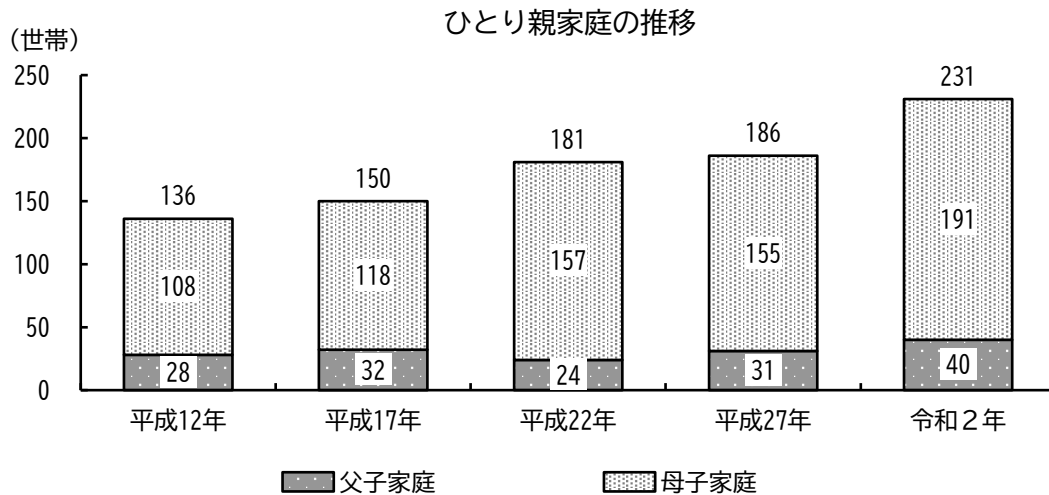
資料：国勢調査（各年10月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) ひとり親家庭の推移

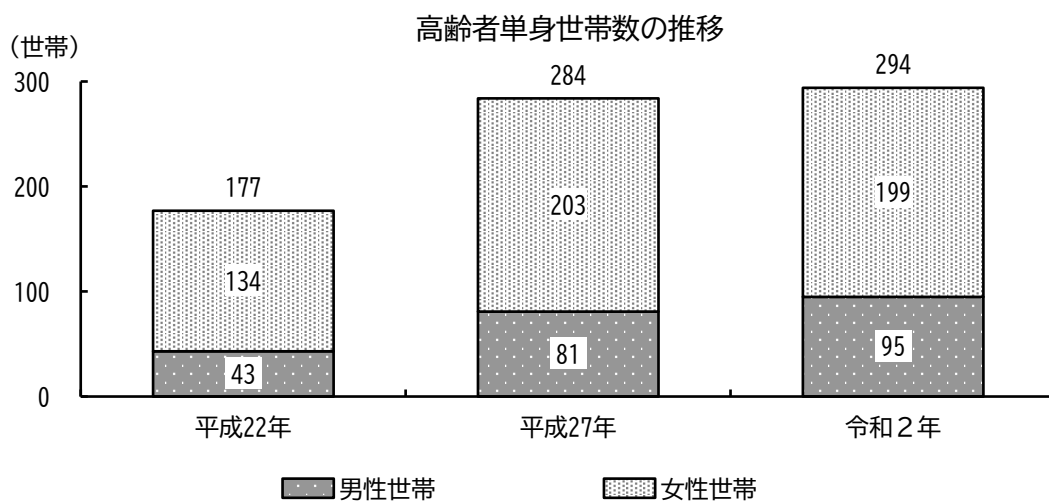
ひとり親家庭は、年々増加しており、父子家庭に比べ、母子家庭世帯の数が増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (3) 高齢者単身世帯数の推移

高齢者単身世帯数については、年々増加傾向にあります。令和2年には男性に比べ、女性が2.1倍となっており、今後の高齢化にともない、女性の高齢者単身世帯数はますます増加していくと予想されます。

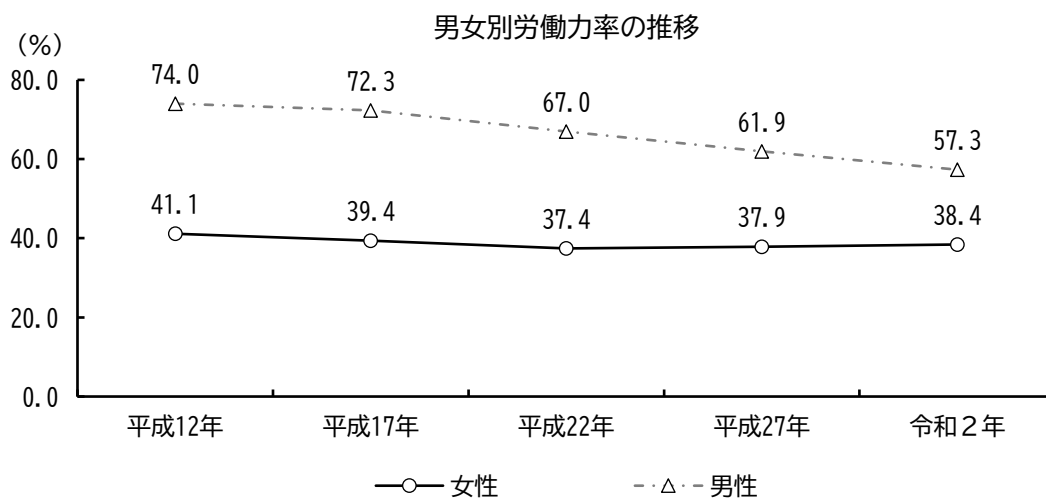


資料：国勢調査（各年10月1日）

### 3 就業の状況

#### (1) 男女別労働力率

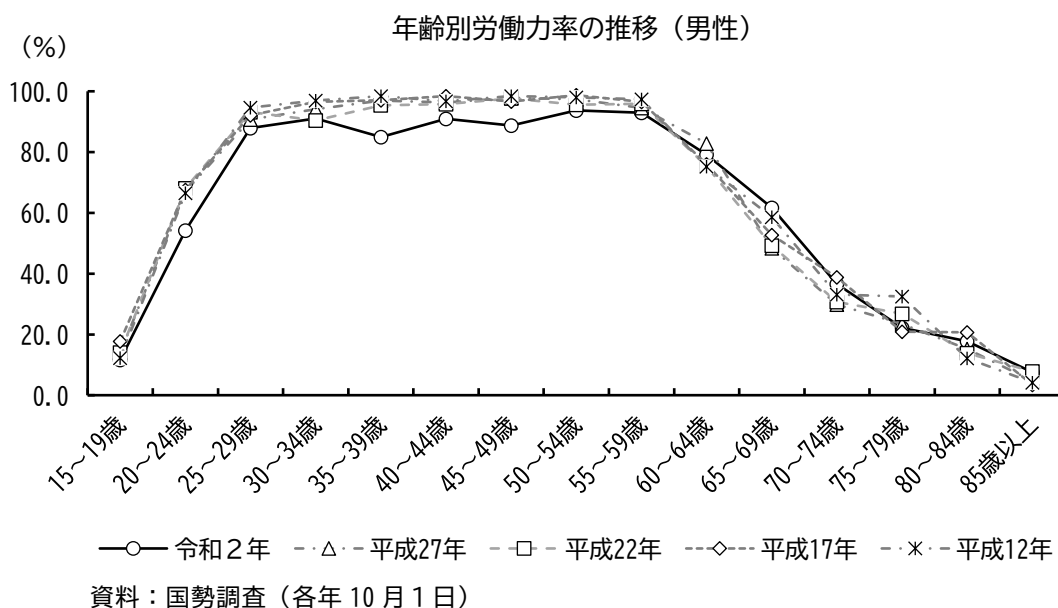
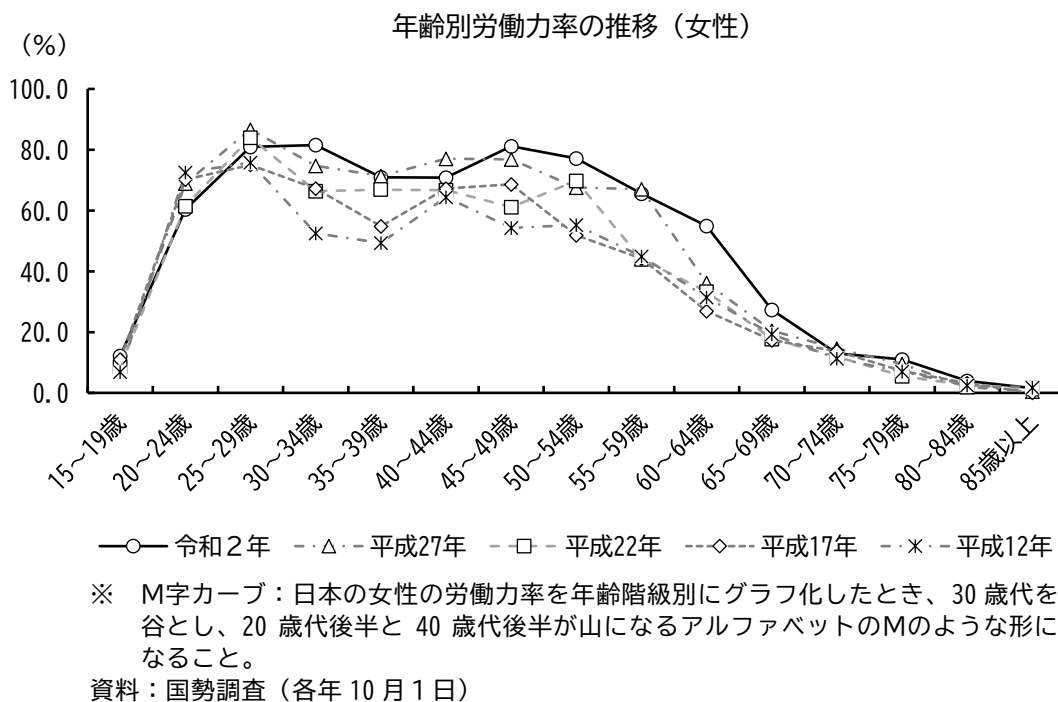
本村の労働力率は、男性は減少傾向にあり、令和2年では57.3%となっています。一方、女性は平成22年の37.4%以降増加しており、令和2年では38.4%となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) 年齢別労働力率の推移

本村の女性の年齢別労働力率は、30歳代後半を底とするM字カーブ※を描いています。年々30歳代から40歳代の女性の労働力率が高くなっており、令和2年では70%を越す割合となっています。



### (3) 審議会等の女性委員数の状況

令和7年度の村内における審議会等の参画状況をみると、延委員数 158 人に対し、女性委員数 30 人で、女性比率は 19.0%となっています。

審議会等	22
うち女性のいる審議会等	15
延委員数	158人
うち女性委員数	30人
女性比率	19.0%

### (4) 庁内の女性管理職数の状況

令和7年度の庁内の管理職の女性割合をみると、管理職数 24 人に対し、女性数 6 人で、女性比率は 25.0%となっています。

年度	管理職数	うち女性数	女性比率
令和元年度	27人	8人	29.6%
令和2年度	26人	6人	23.0%
令和3年度	27人	7人	25.9%
令和4年度	27人	5人	18.5%
令和5年度	26人	5人	19.2%
令和6年度	25人	5人	20.0%
令和7年度	24人	6人	25.0%

資料：庁内資料

---

## 4 アンケート調査結果の状況

---

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査の目的

「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」の計画期間満了に伴い、新たな千早赤阪村男女共同参画推進計画の策定にあたり、住民の意識や実態を把握し計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

#### ② 調査の対象

村内在住の18歳以上の村民、男女各500人を無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和7年9月1日から令和7年9月19日まで

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	回収数	回収率
1,000件	305件	30.5%

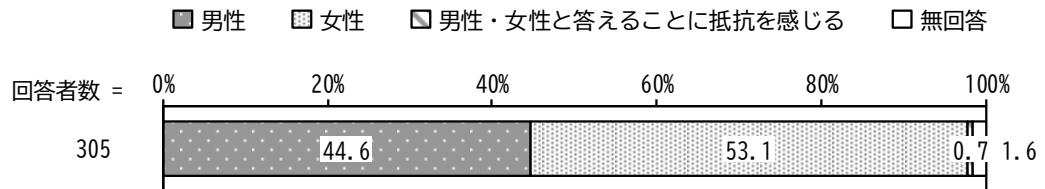
#### ⑥ 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

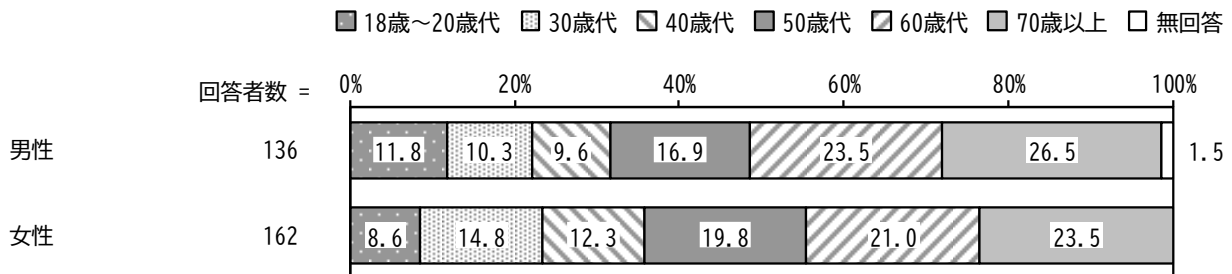
## (2) アンケート調査結果

### ① 回答者の基本属性

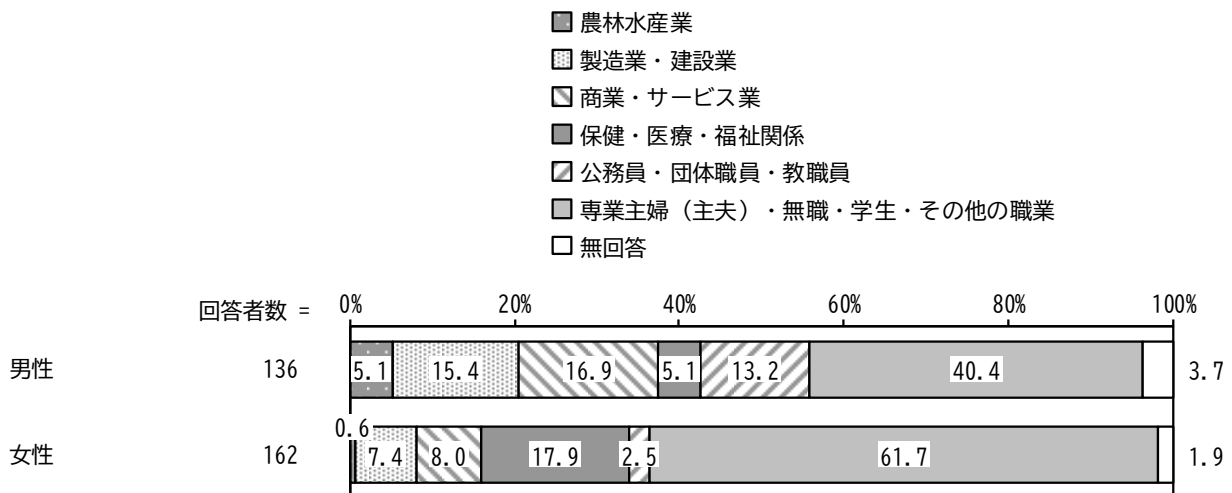
#### ○ 性別



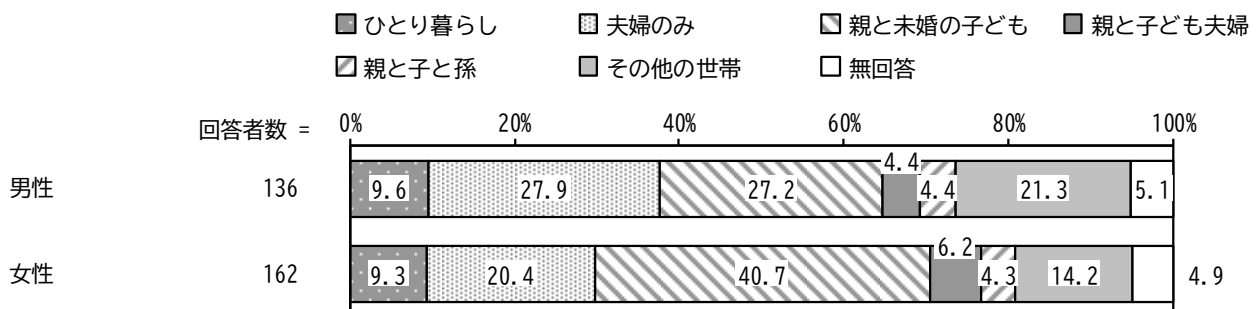
#### ○ 年齢



#### ○ 職業

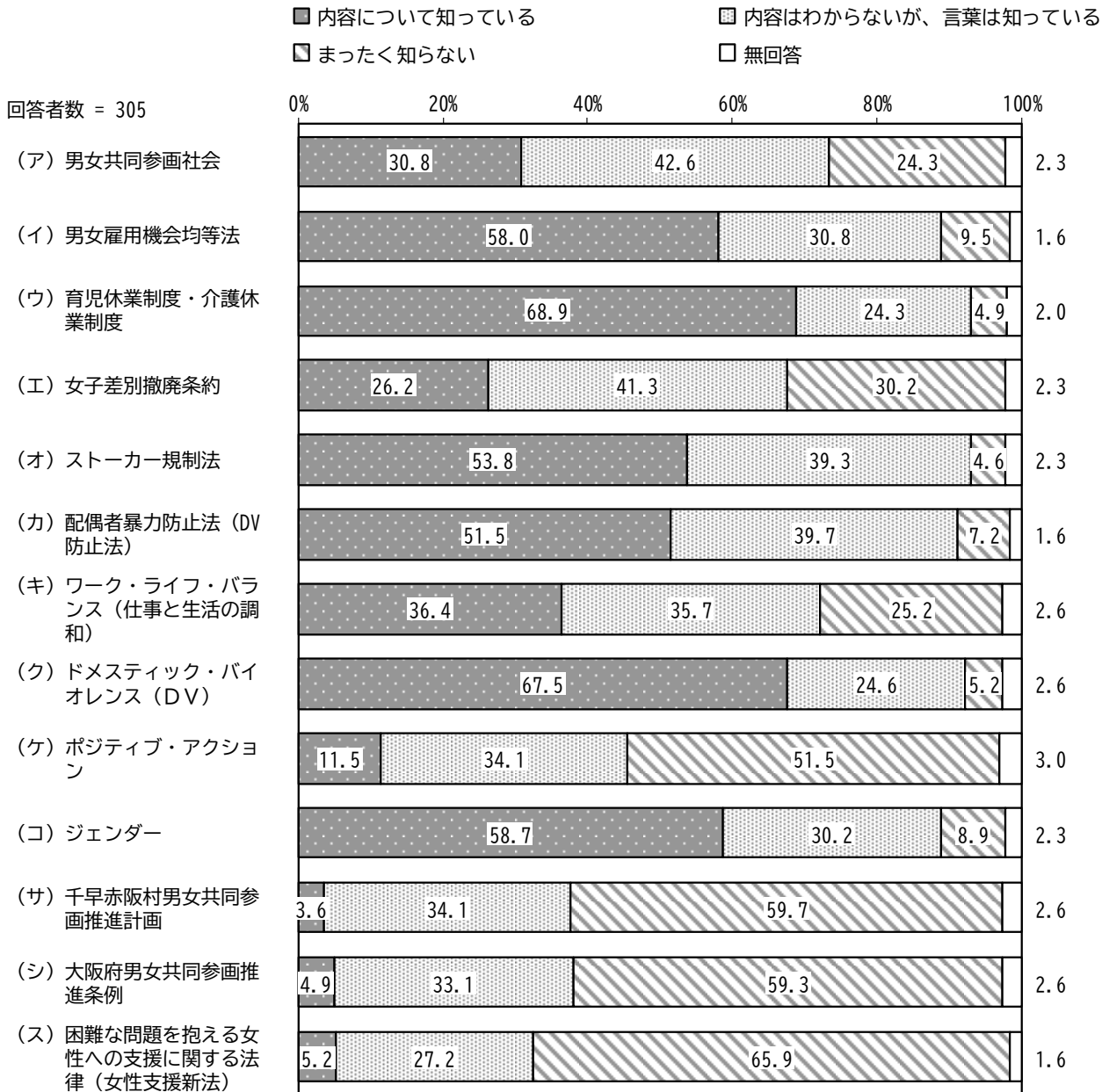


#### ○ 家族構成



○ 「男女共同参画」に関する言葉や制度の認知状況について

『(ウ) 育児休業制度・介護休業制度』で「内容について知っている」が、『(ア) 男女共同参画社会』で「内容はわからないが、言葉は知っている」が、『(ス) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)』で「まったく知らない」が高くなっています。

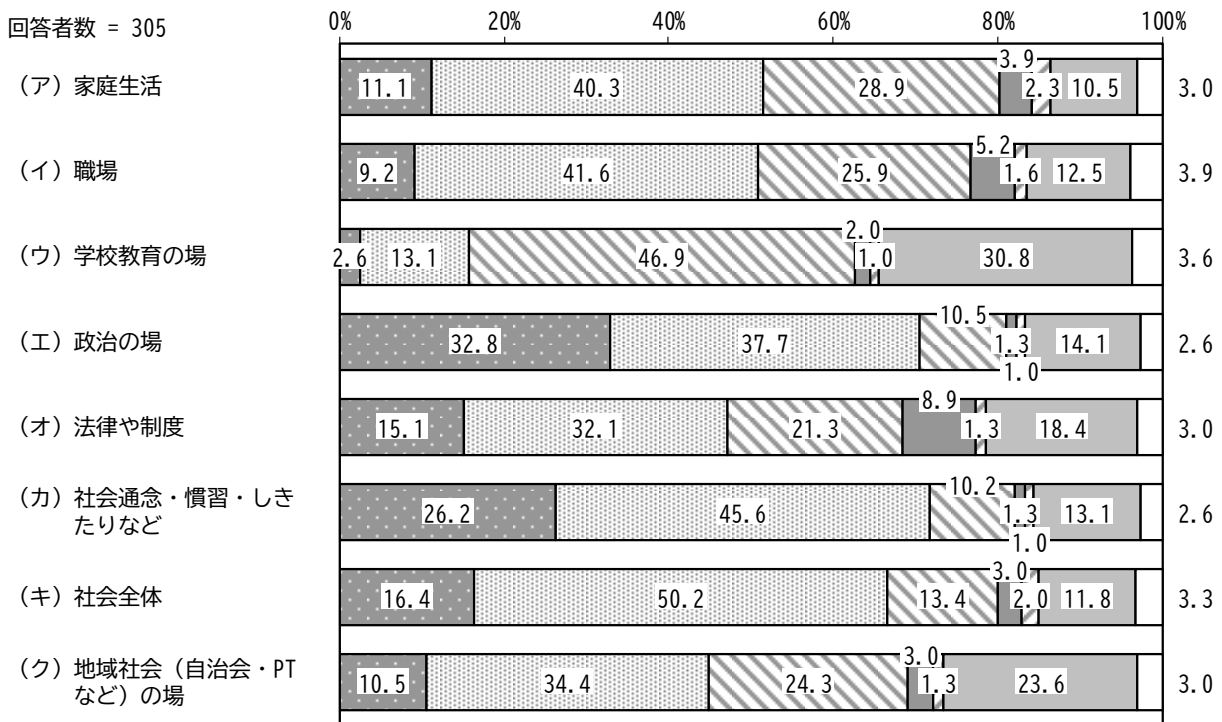


○ 各分野における男女平等について

『(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が、『(ウ) 学校教育の場』で「平等になっている」が、『(オ) 法律や制度』で「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が非常に優遇されている」を合わせた“女性優遇”が高くなっています。

- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

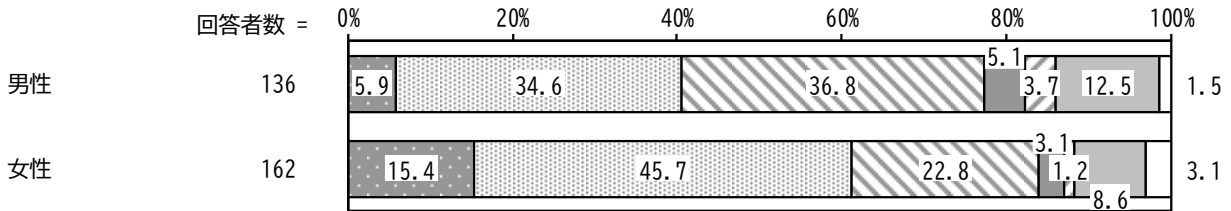
回答者数 = 305



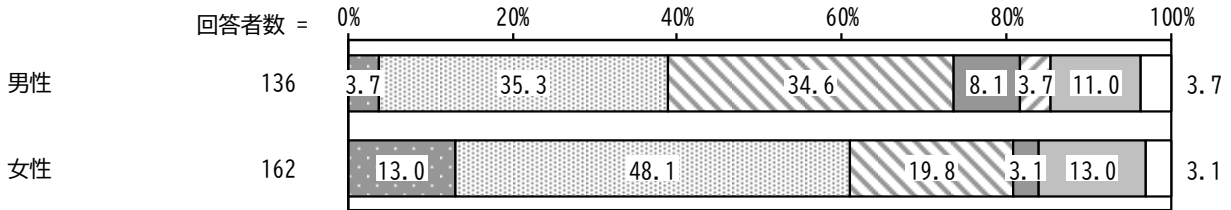
性別でみると、全ての分野において、男性に比べ、女性で“男性が優遇されている”の割合が高くなっており、特に「家庭生活」「職場」「法律や制度上」においては、男女の差が大きくなっています。

【家庭生活】

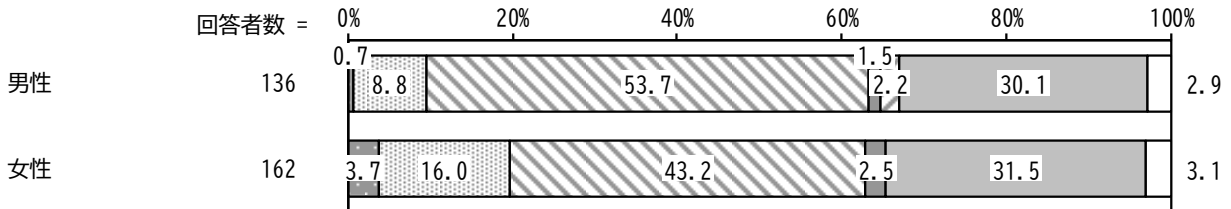
- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



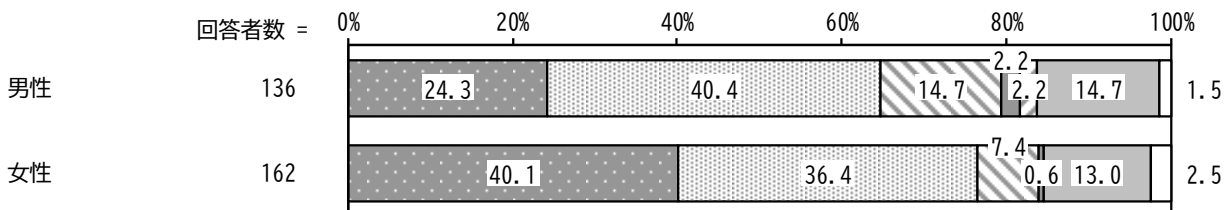
【職場】



【学校教育の場】

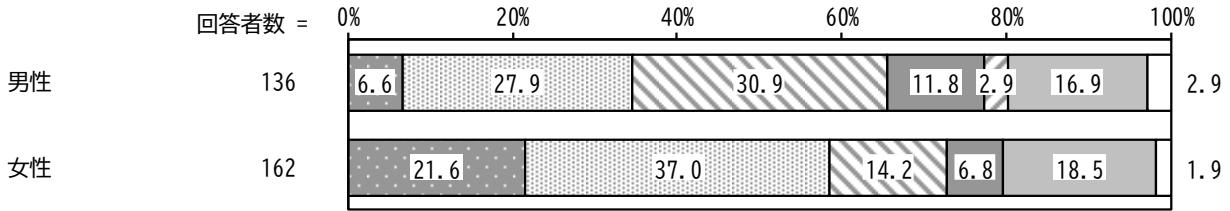


【政治の場】

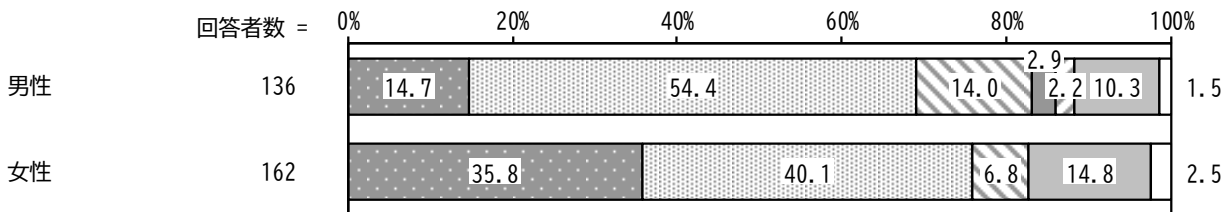


【法律や制度の上】

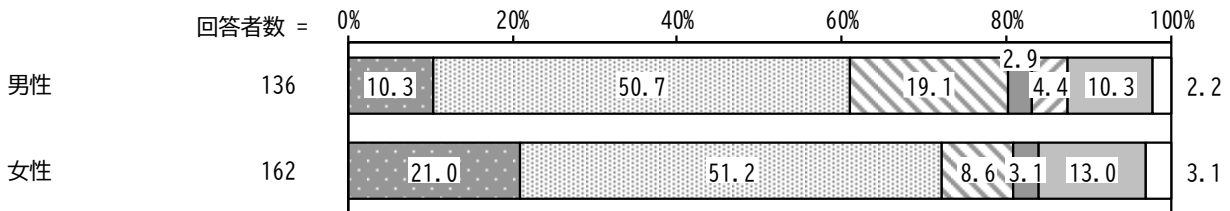
- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



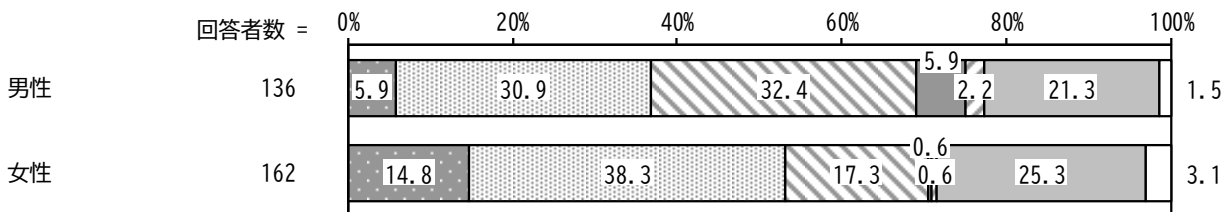
【社会通念・慣習・しきたりなど】



【社会全体】



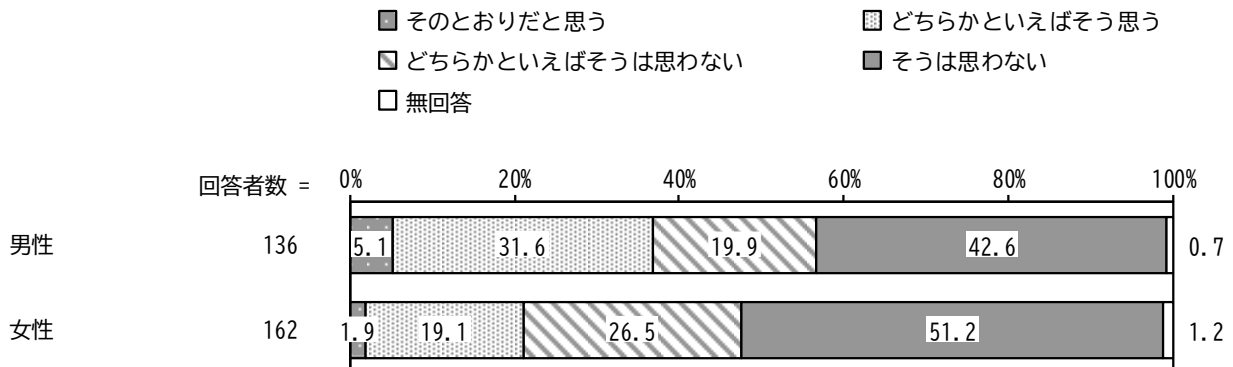
【地域社会（自治会・PTAなど）の場】



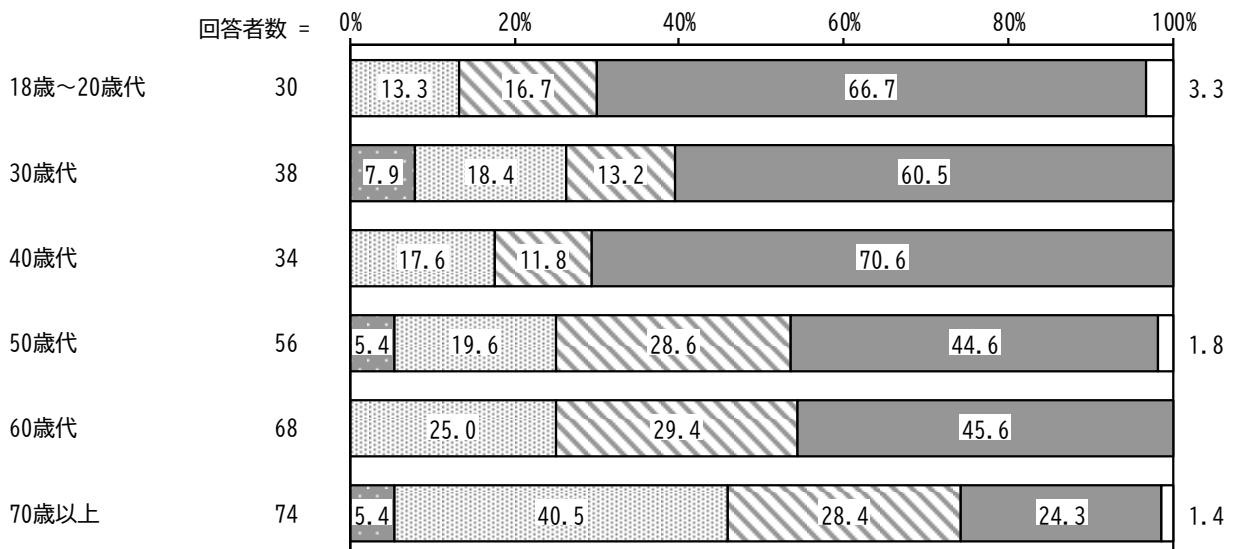
○ あなたの「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方について

「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が28.2%、「どちらかといえばそうは思わない」「そうは思わない」を合わせた“そうは思わない”の割合が70.2%となっています。

また、年齢別にみると、年齢が上がるほど「どちらかといえばそう思う」の割合が高い傾向にあります。また、40歳代で「そうは思わない」の割合が高く、30歳代、40歳代で「どちらかといえばそうは思わない」の割合が低くなっています。



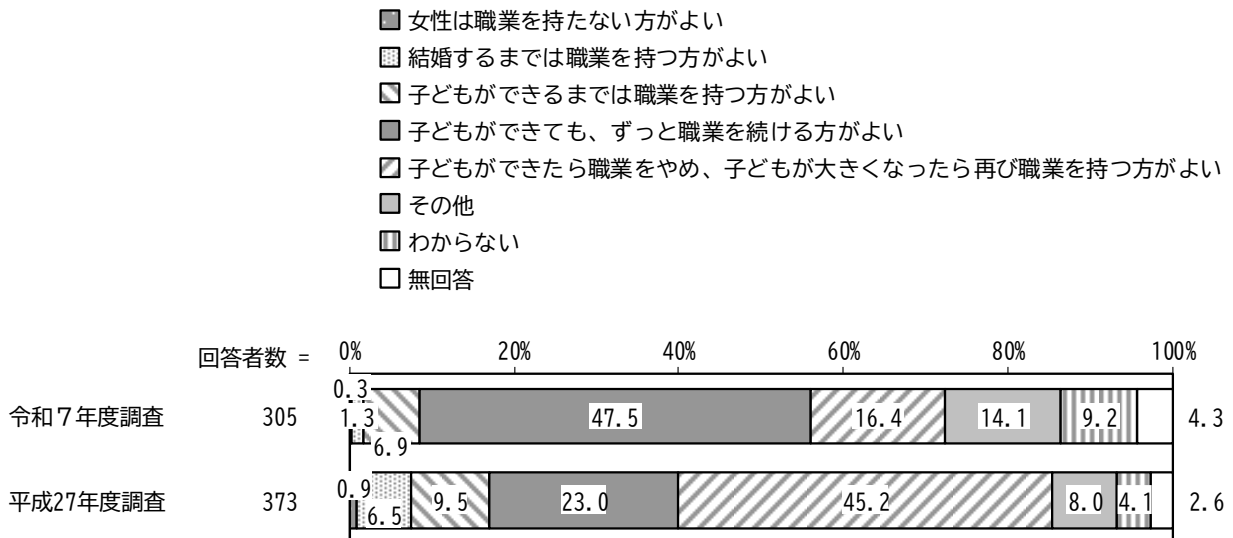
【年齢別】



○ 女性が職業を持つことについて

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が47.5%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が16.4%となっています。

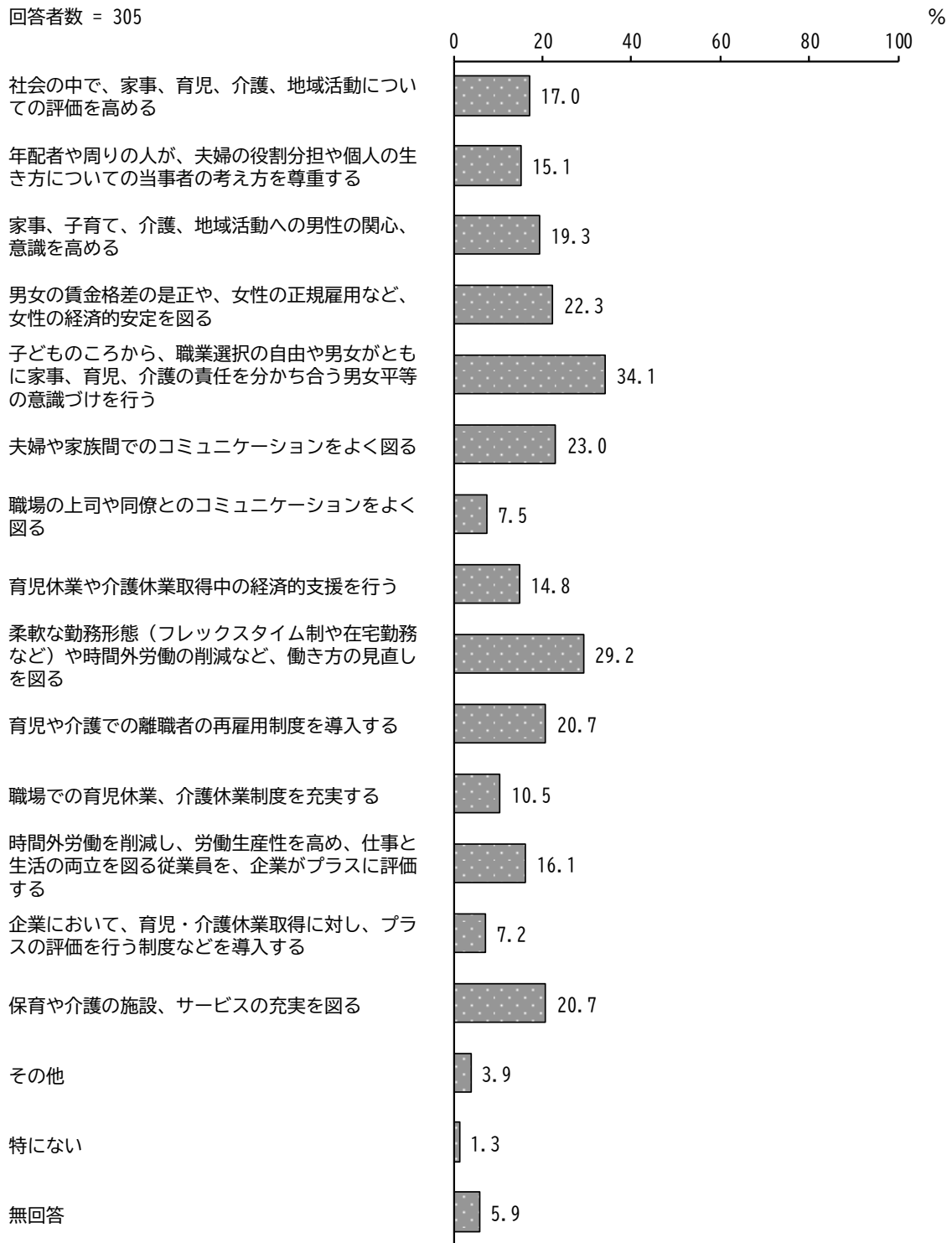
平成27年度調査と比較すると、「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が減少し、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が増加しています。



○ 仕事と生活を両立し、いきいきと暮らせる社会を実現するために必要なこと

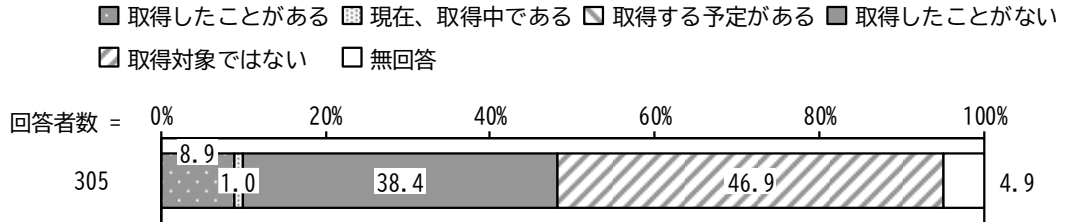
「子どものころから、職業選択の自由や男女がともに家事、育児、介護の責任を分かち合う男女平等の意識づけを行う」の割合が34.1%と最も高く、次いで「柔軟な勤務形態（フレックスタイム制や在宅勤務など）や時間外労働の削減など、働き方の見直しを図る」の割合が29.2%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」の割合が23.0%となっています。

回答者数 = 305

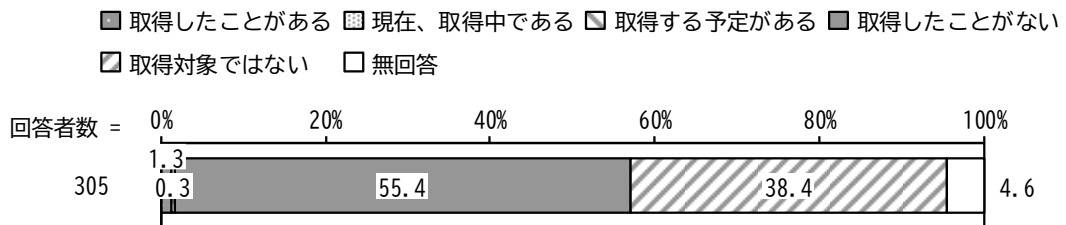


○ 育児休業の取得状況について

「取得対象ではない」の割合が46.9%と最も高く、次いで「取得したことがない」の割合が38.4%となっています。



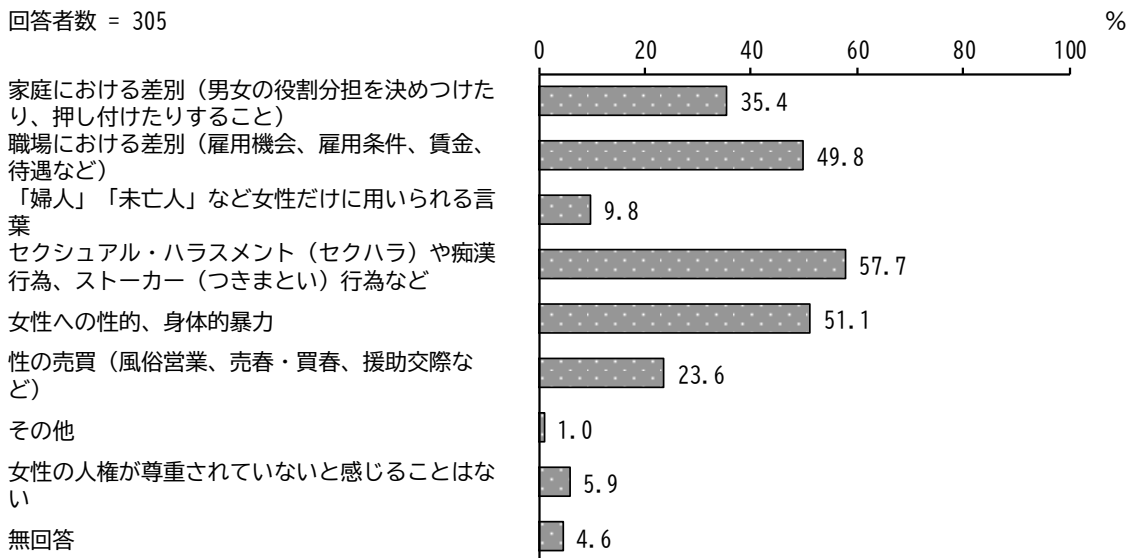
○ 介護休業の取得状況について



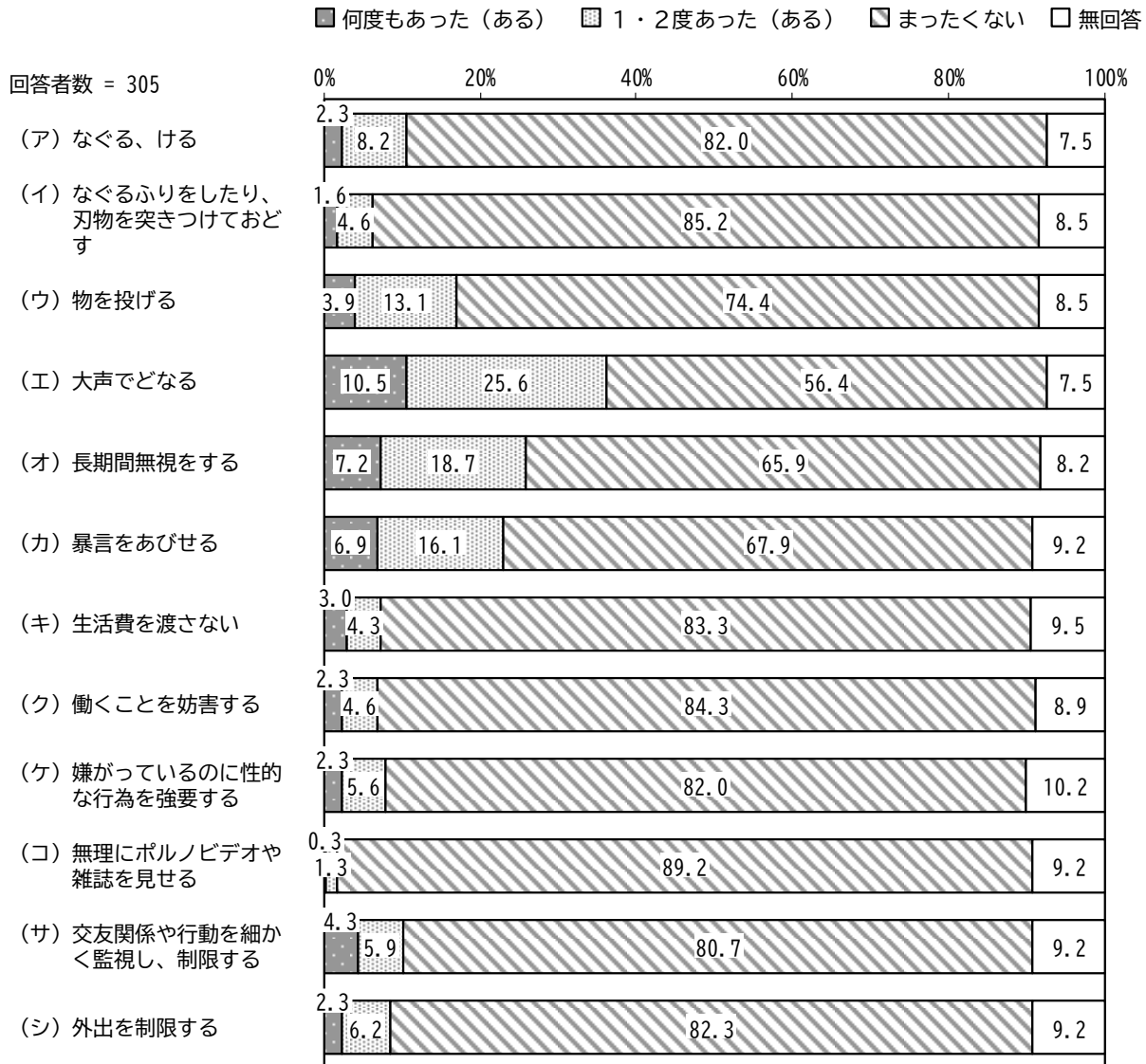
○ 女性の人権が尊重されていないと感じることについて

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や痴漢行為、ストーカー（つきまとい）行為など」の割合が57.7%と最も高く、次いで「女性への性的、身体的暴力」の割合が51.1%、「職場における差別（雇用機会、雇用条件、賃金、待遇など）」の割合が49.8%となっています。

回答者数 = 305



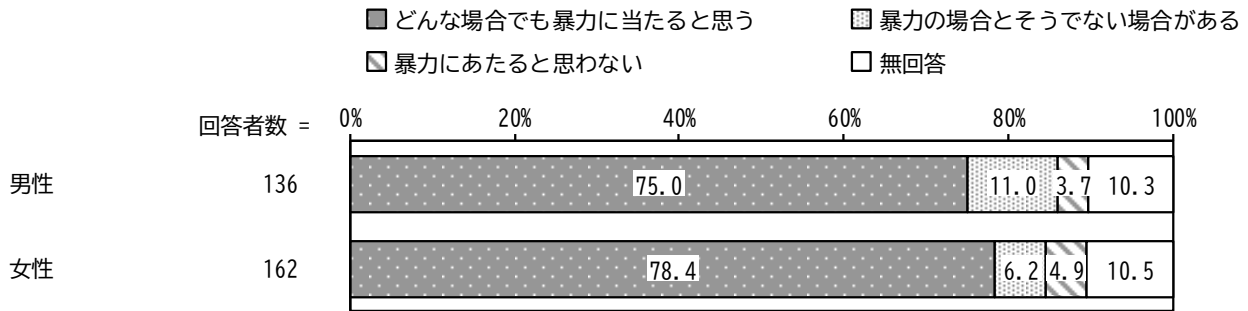
- 配偶者（事実婚や元配偶者を含む）・恋人から暴力等を受けたことがあるか  
『(エ) 大声でどなる』で「何度もあった（ある）」「1・2度あった（ある）」が、  
『(コ) 無理にポルノビデオや雑誌を見せる』で「まったくない」が高くなっています。



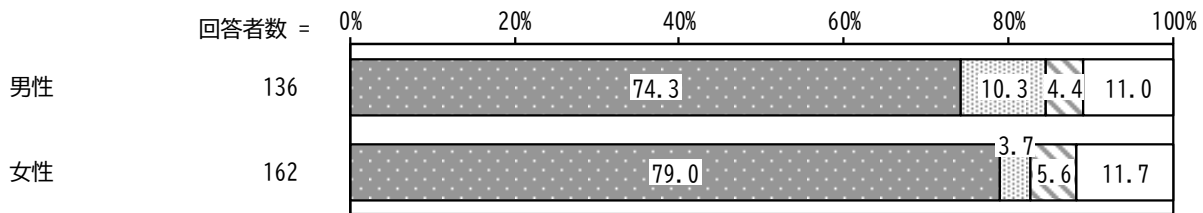
○ 暴力にあたると思うかについて

『(工) 大声でどなる』と『(オ) 長期間無視をする』で「暴力の場合とそうでない場合がある」が高く、『(キ) 生活費を渡さない』と『(サ) 交友関係や行動を細かく監視し、制限する』で「暴力にあたると思わない」が高くなっています。

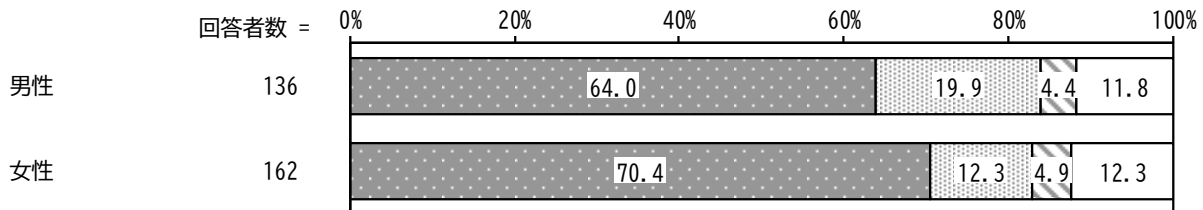
【なぐる、ける】



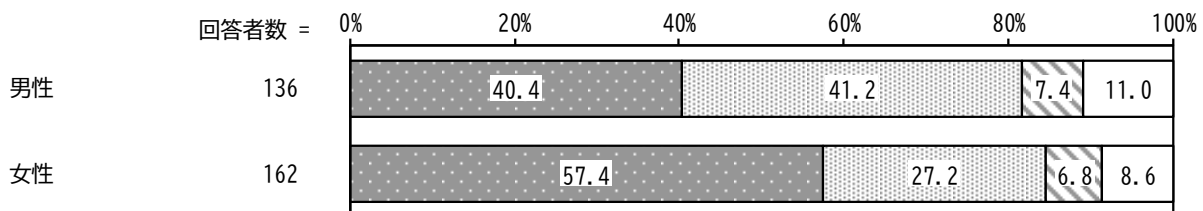
【なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす】



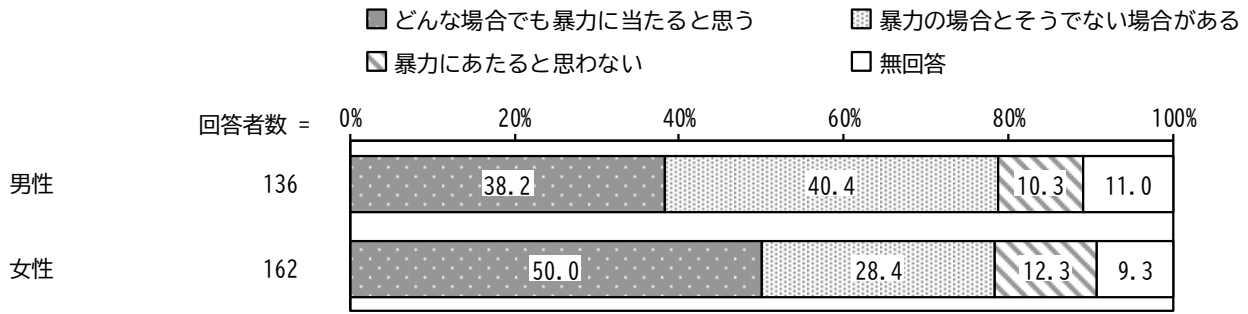
【物を投げる】



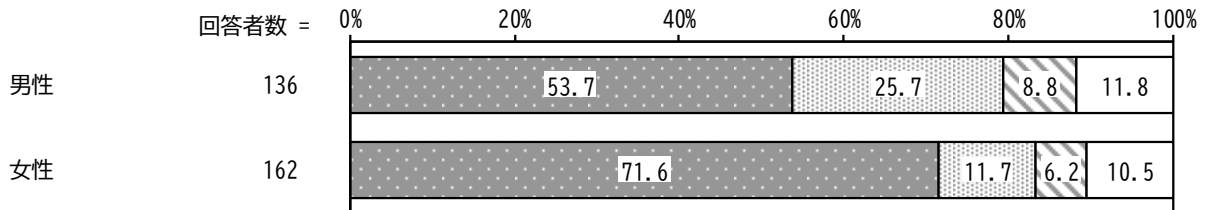
【大声でどなる】



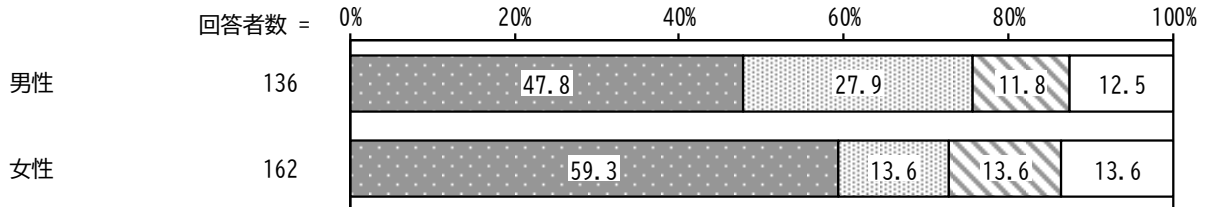
【長期間無視をする】



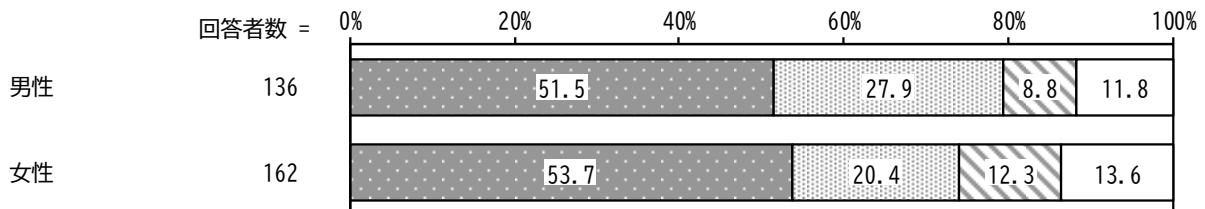
【暴言をあげせる】



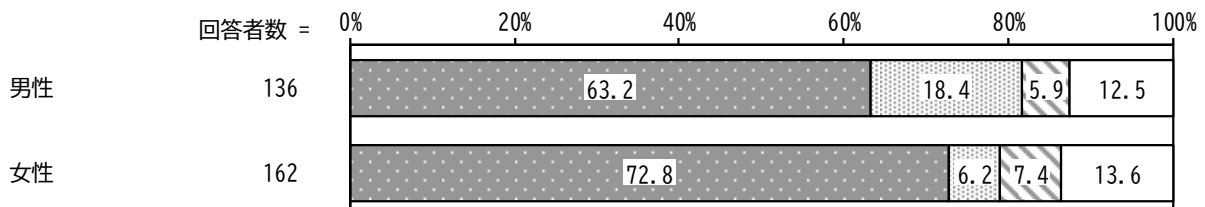
【生活費を渡さない】



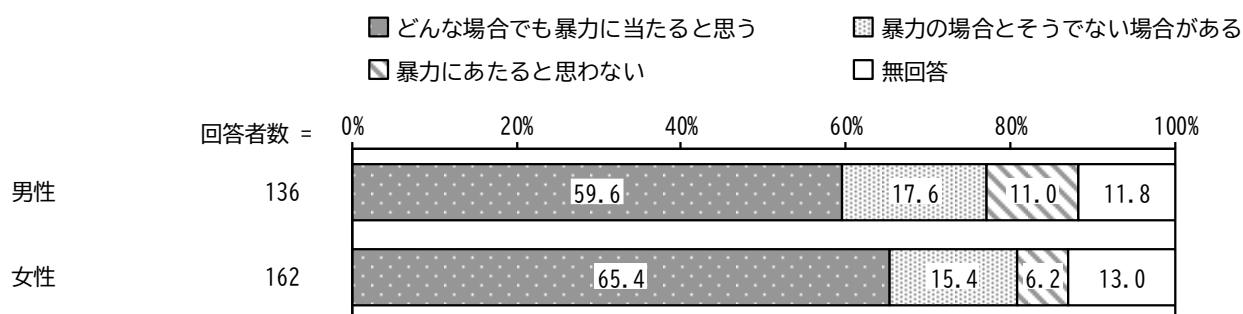
【働くことを妨害する】



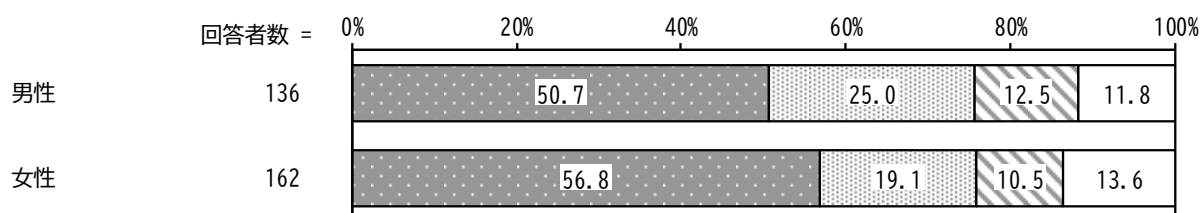
【嫌がっているのに性的な行為を強要する】



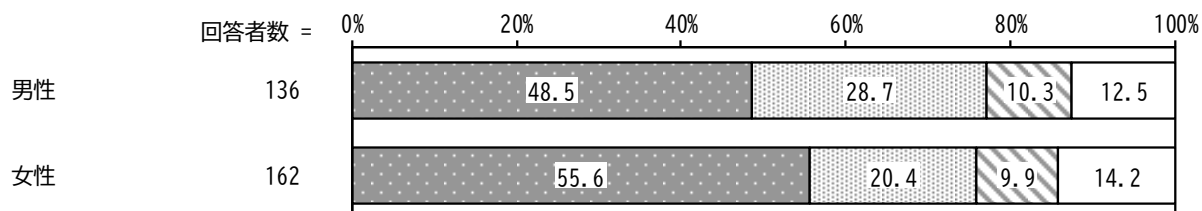
### 【無理にポルノビデオや雑誌を見せる】



### 【交友関係や行動を細かく監視し、制限する】



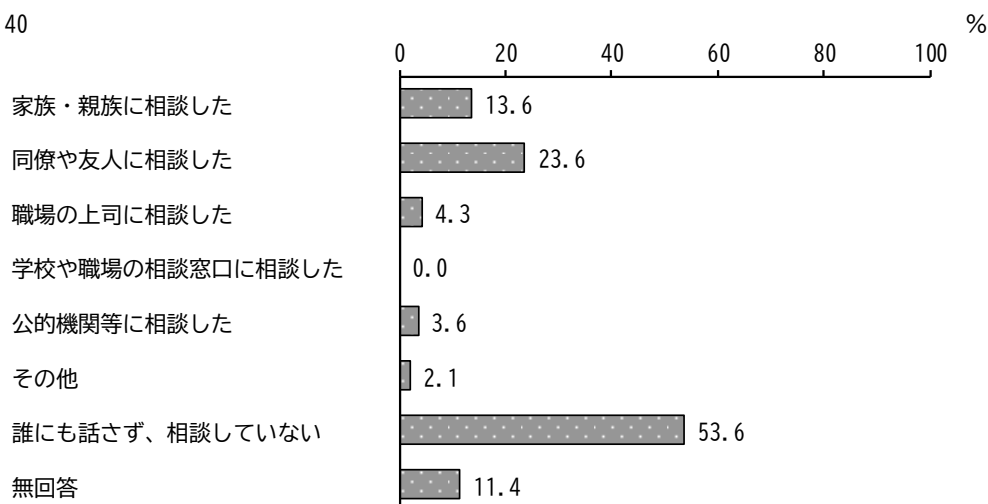
### 【外出を制限する】



### ○ 暴力を受けた際に相談した経験について

「誰にも話さず、相談していない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「同僚や友人に相談した」の割合が23.6%、「家族・親族に相談した」の割合が13.6%となっています。

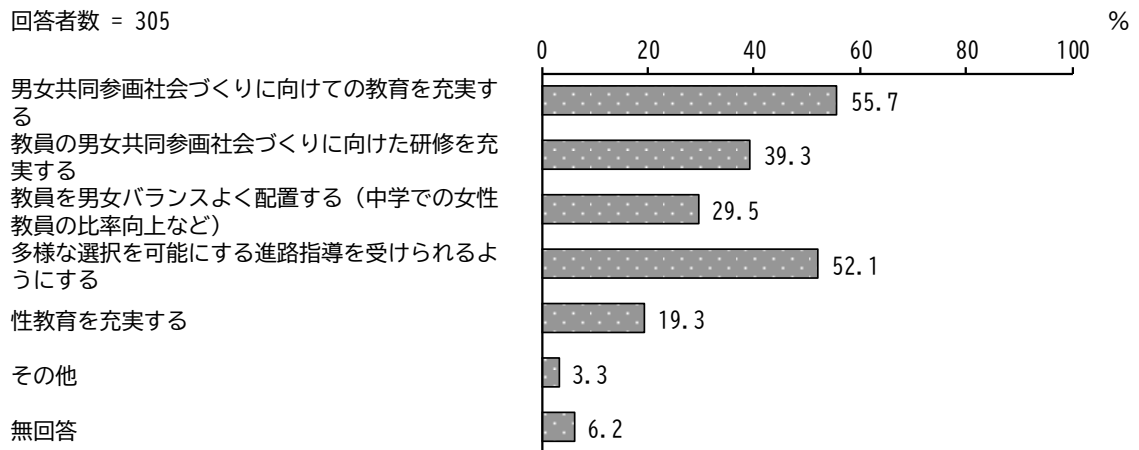
回答者数 = 140



○ 男女共同参画を推進するために学校教育の場で必要な取り組みについて

「男女共同参画社会づくりに向けての教育を充実する」の割合が55.7%と最も高く、次いで「多様な選択を可能にする進路指導を受けられるようにする」の割合が52.1%、「教員の男女共同参画社会づくりに向けた研修を充実する」の割合が39.3%となっています。

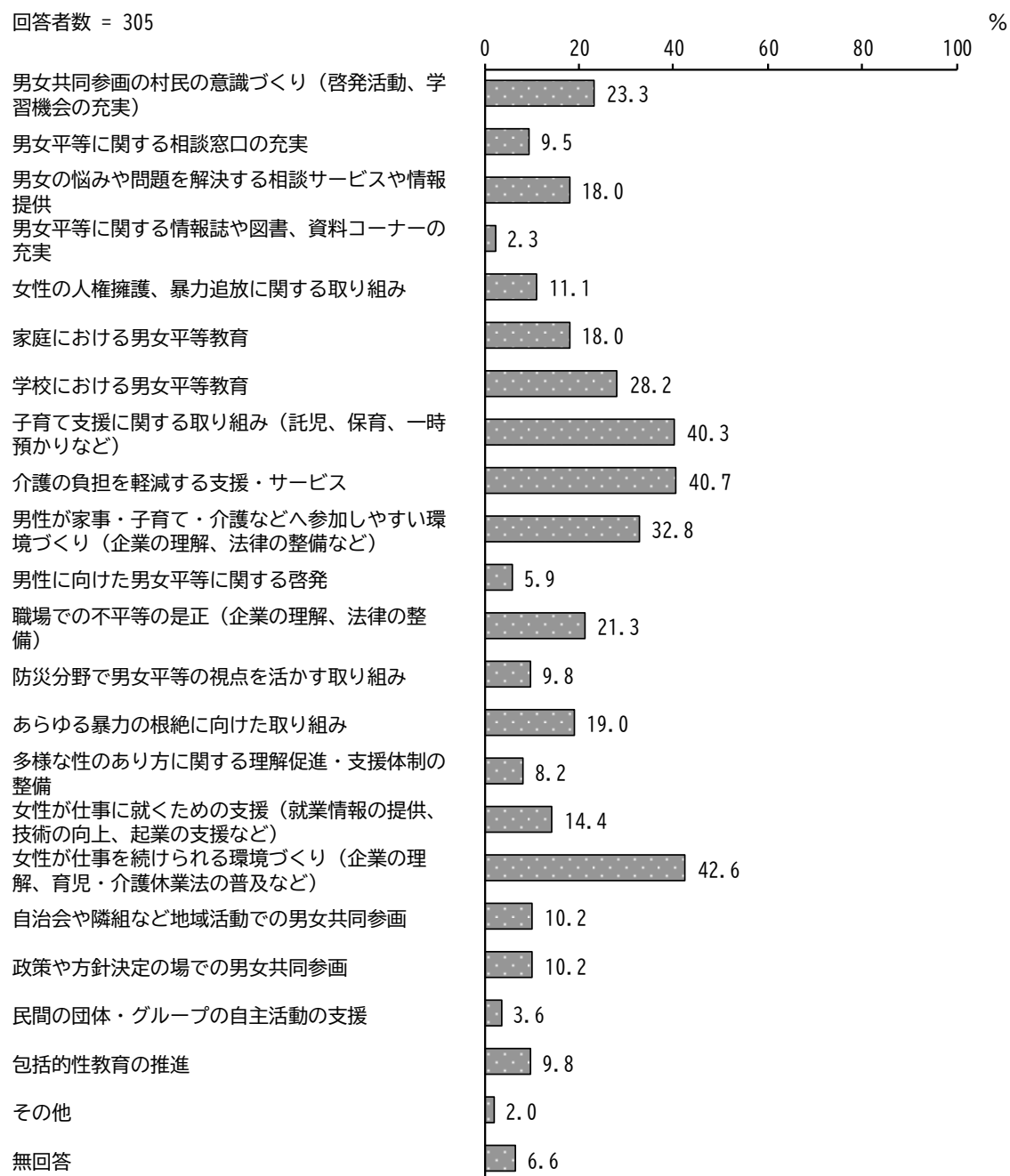
回答者数 = 305



○ 男女共同参画社会に向けて、今後村で力をいれて取り組めば良いこと

「女性が仕事を続けられる環境づくり(企業の理解、育児・介護休業法の普及など)」の割合が42.6%と最も高く、次いで「介護の負担を軽減する支援・サービス」の割合が40.7%、「子育て支援に関する取り組み(託児、保育、一時預かりなど)」の割合が40.3%となっています。

回答者数 = 305



### (3) アンケート調査結果から見える村の課題

#### ○ 「男女共同参画」に関する言葉や制度について

『ポジティブ・アクション』で「まったく知らない」が51.5%、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）』で「まったく知らない」が65.9%と最も高くなっており、言葉や制度についての周知・啓発を図っていく必要があります。

#### ○ 男女平等について

『社会通念・慣習・しきたりなど』『政治の場』『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が60%を超えており、あらゆる分野における男女共同参画の推進が求められます。

#### ○ 家庭について

「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方について、「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が28.2%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消や軽減を図っていく必要があります。

#### ○ 職業（仕事）について

今後女性がもっと増える方がよいと思う職業等について、「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」の割合が56.4%と最も高く、次いで「都道府県、市（区）町村の首長」、「企業の管理職」となっており、施策・方針決定の場での男女共同参画が求められます。

#### ○ 地域活動について

『自治会・老人クラブ活動』『PTA、子ども会、青少年育成などの活動』『スポーツ・健康づくり活動』『消防、防犯、交通安全などの活動』で、男女で「参加している・していない」、「参加したい・したくない」の割合に差があり、地域活動における男女共同参画意識の高揚が求められます。

#### ○ 女性の人権と暴力について

配偶者・交際相手から『大声でどなる』『長時間無視をする』や『なぐる、ける』などの被害を受けた人がおり、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが求められます。また、そうした被害を受けても、「誰にも話さず、相談していない」の割合が53.6%と最も高く、相談しやすい体制の構築を進めていく必要があります。

## ○ 災害について

防災分野で男女平等の視点を活かすために必要なこととして、「避難所で性別に応じてプライバシー（更衣・授乳など）が確保できるようにする」の割合が26.2%と最も高く、地域防災における女性や子ども、高齢者など多様な立場への配慮を進める必要があります。

## ○ 教育について

男女にかかわらず、ともに家事・子育て・介護を担い合っていくために必要なこととして、「小さい時から、男女ともに家事や育児に関する教育をする」の割合が49.8%と最も高くなっており、幼少期から男女平等教育を推進していく必要があります。

## ○ 千早赤阪村における男女共同参画に向けた取り組みについて

男女共同参画社会に向け、村で力を入れる方がよい取り組みについては、「女性が仕事を続けられる環境づくり（企業の理解、育児・介護休業法の普及など）」の割合が42.6%と最も高く、次いで「介護の負担を軽減する支援・サービス」の割合が40.7%、「子育て支援に関する取り組み（託児、保育、一時預かりなど）」の割合が40.3%となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが求められます。

---

## 5 前計画（第2期）の取り組み状況と課題

---

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

「固定的な性別イメージの解消とジェンダー平等意識の浸透」を目的に、職員研修の実施や、広報活動、啓発イベントの開催を進めました。また、地域住民に対して男女共同参画の重要性を発信するために、講演会やパネル展を通じた周知活動を行い、地域全体で共同参画意識を育む取り組みを実施しました。

さらに、学校教育や生涯学習の場では、人権教育の一環としてジェンダー平等教育を実施しました。これらにより、住民の理解度を広げ、多様性を尊重する社会の基盤づくりに努めています。

しかし、「参加の範囲に限られる」「特定層の参加が多い」など、取り組みの対象者が偏る傾向や世代間の価値観の違いにより、ジェンダー平等意識に差が見られるため、今後は、幅広い層への啓発を進めるために、世代別やライフステージ別に応じたアプローチを検討する必要があります。

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、こども家庭センターを中心とした育児相談や保護者を対象とした情報提供を行いつつ、子育ての負担軽減を推進するとともに、また、高齢者支援のために介護相談窓口を設置し、包括的な支援体制を構築しました。

しかし、周知不足により利用が進まない事業があるため、情報提供方法を見直すとともに、今後、参加者の多様化を促進するため、男女ともに取り組みやすい支援環境を整えることが必要です。

### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

あらゆる分野において男女共同参画を実現するため、審議会や地域活動における女性の登用を推進し、役職率の向上を目指した取り組みを行いました。各種啓発講座を通じて、住民への意識改革を図り、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境整備を支援するなど、地域の多様な分野で男女が平等に参画するための基盤づくりが進められている一方で、役職登用については未だに固定的な性別役割認識が課題となっています。また、啓発活動の対象が限られていることにより、施策の実効性をさらに向上させる必要があります。今後、啓発方法を強化し、幅広い層の住民意識を変えるような取り組みを進めることが求められます。

## 基本目標Ⅳ 互いの人権尊重

男女平等のもとに互いの人権を尊重し、村内における人権意識を高める啓発活動を進めました。住民向けの啓発イベントの他、広報紙やパンフレットを活用した情報提供を実施しました。また、学校教育では、情報モラル教育や情報活用能力の向上を図り、メディア・リテラシーの育成に向けた取り組みを行いました。

しかし、啓発活動が特定テーマに偏る場合があることや、固定的価値観を持つ層への対応が十分でない状況があることから、今後、ジェンダーに加えて、LGBTQ+など多様な人権課題を取り上げた啓発を進めることで、住民の意識を広く醸成する必要があります。

## 基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援

DV防止対策と被害者支援に向けて、継続的な相談窓口の運営や啓発ポスターの掲示を通じた周知啓発を行うとともに、若年層を対象とした次世代の防止意識を育成するべく学校での教育・地域での啓発活動を行いました。

また、専門機関との連携強化を図り、広域的な支援ネットワークの構築の充実を図りました。

今後は、相談窓口や支援制度の周知とあわせて、暴力の根絶に向けた取り組みや困難な問題を抱えた女性への支援など切れ目のない継続した支援のため、庁内各課をはじめ、関係機関・民間団体等との連携を強化していくことが必要です。

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

前計画では、「互いを尊重し、個性や能力を發揮できる、みんなに優しい千早赤阪村」を基本理念とし、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

計画策定から10年が経過し、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、男女共同参画を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。

そのため、本計画では、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、誰もが幸せを感じながらあらゆる分野で男女が対等に暮らしていける男女共同参画社会の実現をめざすため、新たに「多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪 ～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～」を基本理念として定め、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

**多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪**  
～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～

## 2 計画の基本目標

男女共同参画社会は、誰もが家庭、地域、職場など、あらゆる場で活躍できる社会です。誰もが幸せを感じながらあらゆる分野で男女が対等に暮らしていける男女共同参画社会の実現をめざすため、以下の4つを基本目標として定め、基本理念の実現に向けた取り組みを進めます。また、本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、具体的な目標値を設定します。

### 基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会実現のための意識づくり

すべての人が性別にかかわらず平等に尊重される社会をつくるためには、男女共同参画の意識形成や性の多様性への理解が必要です。学校や認定こども園等において啓発活動を行うなど、幼いころからの意識形成を図っていきます。また、家庭や地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (住民意識調査結果より)	30.8%	50.0%
「社会全体」において男女平等だと感じる人の割合 (住民意識調査結果より)	15.8%	30.0%

## 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり

### 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

人々のライフスタイルや価値観も多様化する中、性別や年齢を問わず、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解や取り組みを促進します。社会の活力の維持に向けて、地域や職場などさまざまな分野ですべての人がその能力を最大限に発揮できるよう働きやすい環境を整備するとともに、地域や職場における女性の参画を推進します。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 (住民意識調査結果より)	70.2%	85.0%
庁内男性職員の育児休業取得率 (取得者数/対象者数)	100%	100%

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

すべての人が性別や立場にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう施策や方針決定の場において男女共同参画を進めるとともに、庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
庁内審議会等における女性委員の登用割合	19.0%	30.0%
庁内の管理職における女性比率	25.0%	38.4%

## 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。

また、困難を抱える女性が孤立することなく必要な支援につなげられるよう、庁内連携を強化するとともに、住民一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、男女特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。

項目	現状値 (R7)	目標値 (R17)
DVに対して相談した人の割合 (住民意識調査結果より)	46.4%	75.0%
DVに対して公的機関等に相談した人の割合 (住民意識調査結果より)	3.6%	7.2%
女性相談支援員の配置	0人	1人以上

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>多様な幸せ (well-being) を実現できる千早赤阪 「互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村」</p>	<h4>基本目標Ⅰ</h4> <p>誰もが多様な選択ができる 男女共同参画社会実現のための意 識づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 学校・園における男女平等教育の意識づくり</li><li>2 家庭や地域における男女共同参画</li></ol>
	<h4>基本目標Ⅱ</h4> <p>性別にかかわらず自分らしく 働くことができる環境づくり 【千早赤阪村女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する計画】</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 職業生活における活躍支援</li><li>2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ balan ス）の推進</li><li>3 男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進</li></ol>
	<h4>基本目標Ⅲ</h4> <p>あらゆる分野における 男女共同参画の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施策・方針決定の場での男女共同参画</li><li>2 庁内における男女共同参画の推進</li></ol>
	<h4>基本目標Ⅳ</h4> <p>多様な立場の人々が安心して いきいきと暮らせる環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等 の根絶【千早赤阪村DV対策基本計画】</li><li>2 様々な困難を抱える人々への支援強化 【千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】</li><li>3 生涯を通じた男女の健康への支援</li><li>4 防災における男女共同参画</li></ol>

## 第4章 計画の内容

### 基本目標 I 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会 実現のための意識づくり

#### (1) 学校・園における男女平等教育の意識づくり

固定的な性別役割分担意識は、学校や家庭、地域社会など、幼少期からの長い間に形成される傾向があります。こうした固定観念を防ぐため、幼少期から男女共同参画意識を育てることが重要です。幼児教育や学校教育の中で、人権尊重の理念を基盤に、男女平等の意識を育てる取り組みを進めます。また、男女共同参画の視点を踏まえたメディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを行います。

#### 施策の方向

##### ① 男女平等教育の推進

●学校・園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を実施する。	教育課 こども課
●児童生徒一人ひとりの個性や能力を生かした進路指導を行う。	教育課
●男女ともに家事・育児や介護等の体験ができる機会を充実する。	教育課 福祉課

##### ② 教職員・保護者の男女平等意識の向上

●教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修への参加を促進するとともに、学校独自の研修を支援する。	教育課
●男女共同参画に根ざした家庭教育について普及、啓発を行う。	
●学校行事に父親、母親とも参加しやすい行事設定を行う。	

③ メディア・リテラシーの向上	
●メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実と普及啓発を行う。	教育課
●男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るための情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村の合同により、インターネット上における有害な投稿のモニタリングを実施する。	

## (2) 家庭や地域における男女共同参画

すべての人が社会的に構築された性別に縛られることなく、それぞれの個性や能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域において男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

### 施策の方向

①家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	
●固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を提供する。(千早赤阪村男女共同参画推進計画の周知)	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村合同による男女共同参画に視点を置いた講座や講演会を開催する。	
●男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	
②性の多様性に関する理解の促進	
●各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない多様なイメージで表現する。	総務政策課
③男女共同参画に関する情報の収集・提供	
●村が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。	関係各課
●国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	住民課
●男女共同参画に関する情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	

## 基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり

### 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

#### (1) 職業生活における活躍支援

男女が対等な立場で働く社会を目指し、就労条件が男女平等の視点から設計されるように、働く場での均等な機会と待遇の確保に関する周知を継続して実施します。

##### 施策の方向

###### ①就労の支援

- 就業全般に関する相談や情報提供の充実を図る。
- 就労を支援する各種研修会の情報提供を行う。

農林環境課

###### ②雇用に関する法律等の普及

- 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等に関する周知・啓発を行う。

農林環境課

###### ③起業の支援

- 起業を支援する各種研修会の情報提供を行う。

農林環境課

#### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる、働きやすい職場環境を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するとともに、育児、介護などの事情を抱える人々に対し、各種法制度の周知を行います。

##### 施策の方向

###### ①ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する認識を深めるための啓発を行う。
- 育児・介護休業法等ワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知・啓発を行う。

住民課

農林環境課

### (3) 男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進

夫婦がともに育児について理解し、共有できる環境づくりを支援するとともに、育児に関する様々な問題や不安を解消するため、こども家庭センターを中心とした支援の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人には、介護や支援が必要になっても地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築します。

#### 施策の方向

①子育て支援体制の充実	
●千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	こども課
●こども家庭センターにおける子育て支援機能を充実する。	
●子育てに関する相談の充実と学習会を実施する。	
●子育て中の親の交流機会を充実する。	
●男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	
●放課後児童健全育成を充実する。	
②介護支援体制の充実	
●千早赤阪村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	福祉課
●千早赤阪村障がい者計画・障がい福祉計画の推進を図る。	
●地域包括支援センターにおける介護に関する相談と学習機会を充実する。	
●在宅介護サービスを充実するとともに、介護予防に関する普及・啓発を行う。	
●高齢者の交流を促進するとともに、介護予防自主グループに対し、活動の支援を行う。	

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### (1) 施策・方針決定の場での男女共同参画

すべての分野の施策や方針決定の場において、一方の性に偏ることなく、多様な意見を反映できる仕組みを整え、男女共同参画を推進します。

また、女性に対し、研修や講座への参加を促進することで、女性が様々な場面でリーダーシップを発揮できる環境づくりを進めます。

#### 施策の方向

①女性の登用を推進する環境整備	
●村職員が審議会等への女性の参画の重要性についての認識を深め、女性の参画推進を図る。	関係各課
●審議会等への女性の登用を促進する。	
●コミュニティ、地域活動に関する各種団体役員等への女性の登用と参画を促進する。	
●審議会等の女性登用率を公表する。	住民課
②活躍できる人材の育成	
●女性職員が管理職としての能力を向上できる研修機会の充実を図る。	秘書財政課
●事業所や地域に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や女性が指導的立場に登用されることの意義について啓発する。	住民課
③男女共同のまちづくりへの住民参画推進	
●さまざまな地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	関係各課
●ボランティア活動や地域活動に積極的に参加できるように情報提供や支援を行う。	
●男女共同参画をテーマにした講演会等の情報提供を行う。	住民課
●男女共同参画にかかる活動支援や住民参画事業の情報提供を行う。	

## (2) 庁内における男女共同参画の推進

あらゆる事業を実施する際には男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。村職員に対しても研修等を通じて、男女共同参画の周知及び啓発を行っていきます。

### 施策の方向

①男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	
●男女共同参画意識を高めるための研修を充実する。	秘書財政課
●村職員の男女共同参画に関する研修に積極的に参加できるようにeラーニングを活用した研修を実施する。	
●村職員に向けた男女共同参画に関する情報を提供する。	住民課

## 基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境づくり

### (1) あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶 【千早赤阪村DV対策基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、決して容認されるべきではないものです。この認識を社会全体に広め、すべての住民がその重要性を理解できるよう啓発に取り組みます。特にDVやセクシュアルハラスメントに関して正しい理解を広めるための啓発活動を推進するとともに、被害者の早期発見・対応を可能にする仕組みを整備します。

#### 施策の方向

①あらゆる暴力を許さない体制の充実	
●あらゆる暴力を根絶するためにチラシ等を配布し、情報提供を行う。	住民課
●大阪府女性相談センターや暴力に関する相談機関との連携を強化する。	
●高齢者や障がい者への虐待防止を推進する。	福祉課
●要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を通じて、児童虐待の防止を推進する。	こども課
●いじめや体罰を許さない教育環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーを活用した早期発見・早期対応を行う。	教育課
②ハラスメント等防止のための対策	
●セクシュアルハラスメント等防止のための周知・啓発を行う。	住民課
③被害者の保護と支援体制の強化	
●被害者の安全を確保するため、警察や配偶者暴力支援センター（大阪府女性相談センター・富田林子ども家庭センター）等関係機関との連携を強化する。	住民課 関係各課

<b>④相談体制の強化と相談窓口の周知</b>	
●DV被害者の相談窓口の充実を行う。	住民課
●被害者相談窓口に関する情報を広く周知する。	
<b>⑤関係機関とのネットワークづくり</b>	
●被害者を支援するためのネットワークを整備する。	住民課
<b>⑥住民への啓発の推進</b>	
●DVについて正しい理解が得られるよう、周知・啓発を行う。	住民課
<b>⑦学校における啓発の推進</b>	
●児童生徒に対して、DV（デートDV含む）防止に向けた啓発を行う。	教育課

## (2) 様々な困難を抱える人々への支援強化

### 【千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

様々な困難を抱える人の経済的な課題などに対応するため、生活の安定と経済的自立を目指した支援が必要です。日常生活における多様な相談を受ける体制を充実するとともに、援助を必要とする人たちに対し、適切な支援を行います。

#### 施策の方向

①相談体制の充実	
●女性相談支援員を配置し、相談窓口を充実する。	住民課
●千早赤阪村・河南町・太子町の3町村の広域連携による、安心して相談できる体制を充実する。	
●対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止めるため、相談支援包括化推進として社会福祉士を1名配置し、窓口を充実する。	福祉課
②援助を必要とする人たちへの自立支援	
●ひとり親家庭に対する支援を充実する。	こども課
●母子保健事業を通じて、妊娠期から子育て期まで困りごとを早期に発見する体制を充実する。	健康課
●自立の促進を図ることに必要な情報提供及び助言をし、関係機関と連携・協働して一体的に切れ目のない支援を行う。	福祉課
③外国人居住者への支援	
●在住外国人からのさまざまな相談に対応する体制を構築する。	住民課

### (3) 生涯を通じた男女の健康への支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を社会全体で広く共有するための意識啓発を進めます。男女がともに高い関心を持ち、正確な知識や情報を得られるよう、認識を深めるための施策に取り組みます。

また、生涯を通じて住民の健康を支えるために、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化する健康課題に対応した支援が必要です。ライフステージに応じた適切な健康づくりを推進し、住民が安心して心身ともに健康に過ごせる取り組みを進めます。

#### 施策の方向

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	
●教育活動全体を通じて学校における性に関する指導や相談体制の充実に努める。	教育課
●互いの性を尊重する意識を育み、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	住民課
②男女特有の健康課題に対する理解を深めるための取り組み	
●健康ちはやあかさか21の推進を図る。	健康課
●各種健診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実し、利用の推進を図る。	
●健康づくりに関する活動の支援及び、生涯を通じた住民の健康に関する相談や健康教室を充実する。	

## (4) 防災における男女共同参画

すべての住民が安全で安心できる生活を送れるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を積極的に推進し、地域全体の防災力を高めることを目指します。

災害時の影響が性別によって異なることを踏まえ、避難所の運営等において女性の視点を取り入れることが必要です。女性や子ども、高齢者など多様な立場に配慮した避難所運営が行えるよう取り組みます。

### 施策の方向

①地域防災における男女共同参画の推進	
●男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進する。	自治防災課
●女性の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを活用し、避難場所における男女共同参画を促進する。	

## 第5章 計画の推進

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が住民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくためには、各課との連携・協力のもとに、全庁的な取り組みが必要です。

また、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、村、住民、事業者、教育関係者の理解と協力のもと、計画を推進していくとともに、国・府・近隣市町との連携を深め、施策の充実を図ります。

---

### 1 庁内推進体制の充実

---

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に関わりの深い取り組みを掲載していますが、すべての職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」を設置し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

---

### 2 住民・事業者等との連携の推進

---

本村では、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」に基づき、村、住民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担い、相互の協力のもと男女共同参画を推進します。また、「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」において、定期的に計画の進捗状況を報告します。